



# オアシス

2021年2・3月

No. 88

発行：オアシス

編集委員会

連絡先：多田義幸

TEL

090-9121-0602

# 転籍は本人同意が必要

昨年12月8日、JCH（日立ジョンソンコントロールズ空調）より労働組合に対して、IT部門と利材部門のアウトソーシング化の申し入れがありました。IT部門は静岡日立へ10名、利材部門は丸徳運送へ9名が対象となっており、どちらも今年4月1日付で出向となり、10月1日付で転籍が提案されています。転籍後の年収差額に関しては、理論計算に基づく転籍一時金を支給するとなっています。また利材部門については、日立健康保険組合と日立保険サービスの団体保険から外れることとなります。

## アウトソーシングとは

外部委託会社に対し、業務を一括で委託します。そのため、指揮命令権は、業務を請け負った会社にあります。従って、外部委託される際は、該当職場の社員については、出向、転籍の対応、もしくは、外部委託にならない職場への異動が必要となります。

## 出向について

出向は、賃金他の条件及び社員としての籍はJCHの条件のまま、他の会社で働く雇用形態になります。この雇用形態の場合は、出向の年数に制限を設け、出向の期限になった場合は、出向先からJCHに戻すことが原則です。

## 転籍について

業務移管に伴い、該当職場の社員に対しては、転籍が求められています。転籍とはJCHを退職し、外部委託された会社に就職することであり、雇用契約の変更です。会社が指

示命令をすることはできず、本人の同意が必要となります。転籍の強要は違法であり、本人の意志に反した転籍が行われることがないように注意が必要です。さらに、本人が転籍を断った場合には、別の職場に異動することになりますが、その際にも本人の意志を尊重した異動を行い、転籍拒否に対する嫌がらせや、見せしめ的な異動が行われないよう注意が必要です。

## 労働条件について

委託会社の賃金がJCHの賃金よりも低い場合は、一時金を支給するとしています。転籍後は、委託会社の賃金体型に基づき、賃金が支給されず。結果として、将来の賃下げにつながる可能性があります。

## 雇用の安定は図れるか

委託会社に対しJCHが、業務を発注します。そして、業務の遂行を委託会社が行います。そのため、請け負う業務量の多い、少ないによって、雇用が不安定になる可能性もあり注意が必要です。

## 労働組合について

今回の委託会社には、労働組合がありません。そのため、賃金、雇用の面以外の条件についても、JCHでの条件を維持できない可能性があります。

アウトソーシング化には、様々な懸念、問題事項があります。労働組合は、委託会社への業務移管が始まって以降も、これらの問題、懸念事項に対して、注意を払い、問題等が確認されれば、団体交渉などで改善を図っていくことが求められます。